

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|--------------|--|-------------------|----------|
| No | 10 | 府省庁名 | 内閣府 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 | | |
| 要望内容 （概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>大規模地震対策が必要とされる一定の地域内で、不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設、一般旅客運送事業その他地震防災上の措置が必要な施設・事業を管理・運営する個人又は法人が、地震防災対策のため一定の試算を取得した場合について、税制上の優遇措置の延長を要望するもの。</p> <p>（要件1）対象者</p> <p>① 品販売業を営む店舗（30人以上収容）、飲食店（同30人以上）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設</p> <p>② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 等</p> <p>（要件2）対象エリア</p> <p>① 東海地震に係る地震防災対策強化地域</p> <p>② 東南海・南海地震防災対策推進地域</p> <p>③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>（要件3）対象資産</p> <p>① 緊急地震速報受信装置</p> <p>② 緊急遮断装置</p> <p>③ 感震装置</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>【課税標準の特例（固定資産税）】</p> <p>現在、対象設備を取得した場合に、対象設備に対して課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税について、課税標準額を3分の2に減額しているところであるが、今通常国会で自民・公明両党が東南海・南海地震対策特別措置法の改正により南海トラフ地震対策特別措置法案を提出したところであり、当該法案が成立した場合、地震防災対策を推進する「推進地域」の拡大が想定されることから、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「推進地域」を新たに対象エリアに追加するとともに、平成26年3月31日までの特例措置の期限を3年延長することを要望する</p> | | |
| 関係条文 | 地方税法附則第15条第6項、同法施行令附則第11条第8項、同法施行規則附則第6条第20項 | | |
| 減収見込額 | [初年度] ▲0.4 (▲0.2) | [平年度] ▲0.8 (▲0.2) | (単位：百万円) |
| | | ページ | 10-1 |

| | |
|--------------------|--|
| <p>要望理由</p> | <p>(1) 政策目的 「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の切迫性が高く、甚大な被害が予想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要があるが、今通常国会で提出された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が成立した場合には、同法に基づく「推進地域」についても、これまでと同様に地震防災対策を強力に推進する必要がある。</p> <p>特に、強化地域及び推進地域において、大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、当該地域に存する事業者が地震防災対策用資産を整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 緊急地震速報受信装置及びその関連設備は、不特定多数の者が利用しており被災時に大きな混乱が生じ被害が拡大するおそれがある施設や、危険物を取り扱う施設等に設置されることにより、当該施設の利用者の生命・身体の安全の確保、機械の停止等による被害の拡大の防止を図ることが可能となる。東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や、南海トラフ地震は、いずれも甚大な人的・物的被害が発生することが想定されており、それぞれの地震（今度中に南海トラフ地震についても作成）に係る「地震防災戦略」において定めた、死者数及び経済被害を今後10年間で半減させるという目標を達成するために、緊急地震速報受信装置等の設置の促進は不可欠である。</p> |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | <p>—</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）並びに東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、行政だけでなく当該地域に存する企業も巻き込んで、早急に防災体制の構築を図る必要がある。</p> <p>政策評価体系 政策目標 10. 防災政策の推進 施策目標 ⑤ 地震対策等の推進</p> |
| | 政策の達成目標 | 東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に存する各企業が地震防災対策用資産を整備し、当該企業自体の被害の軽減を図るとともに、本来行政が行うべき災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。地震防災対策用資産の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではないため後回しにされやすく、本特例措置とともに企業の防災意識の向上・定着のための取組を地道に継続していく必要がある。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 3年延長を要望 |
| | 同上の期間中の達成目標 | <p>強化地域・推進地域において、大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、当該地域に存する企業が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、企業自体の被害の軽減を図るとともに、当該企業が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。</p> <p>なお、東海地震及び東南海・南海地震を対象とした「地震防災戦略」（平成17年3月30日中央防災会議決定、平成21年4月21日フォローアップ結果を中央防災会議に報告）において、緊急地震速報を活用した各種防災対策の実施により地震・津波被害を軽減することが目標として掲げられ、また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略（平成20年12月12日中央防災会議決定）において、緊急地震速報の利活用の推進による人的被害の軽減が目標として明記されている。</p> |
| 政策目標の達成状況 | 対象資産である緊急地震速報受信装置は21年度から追加されたものであり、緊急地震速報訓練等を通じた行政、地域の事業者・住民を巻き込んだ普及啓発をさらに推進することが不可欠であり、それにインセンティブを与えるものとして当該特例措置は有効である。 | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 年40件 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 一般に災害対策を進める上では国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要とされており、そういった「自助・共助」の取組を喚起するインセンティブを与える必要がある。ここで地震防災対策用資産の取得時コストを軽減するインセンティブにより、当該資産の導入を通じた地域防災力向上を図ることが有効である。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |

| | | |
|--|---------------------|---|
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>緊急地震速報受信装置等の設置により大規模地震による被害の軽減を図ることが可能となるが、その設置に要する費用負担を軽減するため、本特例措置を講じることが必要である。なお、平成19年10月から気象庁による緊急地震速報の一般向けの提供が開始され、緊急地震速報の普及を進めることで地震発生に際しての被害を抑制する効果が期待できることから、平成21年度税制改正において緊急地震速報受信装置を対象資産に追加する等の見直しを行ったところであるが、緊急地震速報受信装置の導入状況は未だ途上にある。</p> |
| | ページ | 10—4 |

| | |
|---|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>平成22年度3件 平成23年度4件以上 平成24年度1件以上</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績：22,350千円</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>今後、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく新たな推進地域においても、これまでの推進地域等と同様に、本特例措置により緊急地震速報受信装置等の整備を推進していくことが適当である。また、併せて、これまでの推進地域等においても緊急地震速報受信装置等の整備が十分に進んでいるとは言えない状況であり、引き続き特例措置によるインセンティブの付与が必要である。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>東海地震及び東南海・南海地震を対象とした「地震防災戦略」（平成17年3月30日中央防災会議決定、平成21年4月21日フォローアップ結果を中央防災会議に報告）、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」（平成20年12月12日中央防災会議決定）において、緊急地震速報の活用による人的被害の軽減が目標として明記されている。</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>緊急地震速報受信装置等の設置により大規模地震による被害の軽減を図ることが可能となるが、その設置に要する費用負担を軽減するため、本特例措置を講じることが必要である。なお、平成19年10月から気象庁による緊急地震速報の一般向けの提供が開始され、緊急地震速報の普及を進めることで地震発生に際しての被害を抑制する効果が期待できることから、平成21年度税制改正において緊急地震速報受信装置を対象資産に追加する等の見直しを行ったところであるが、緊急地震速報受信装置の導入状況は未だ途上にある。 また、南海トラフ地震対策特別措置法案が国会に提出されており、法案が成立した場合には、当該法律に基づく「推進地域」においても地震防災対策を強力に推進していく必要がある。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>昭和58年度 創設（適用期限5年間、課税標準2/3）、昭和63年度 適用期限2年間延長、平成2年度 対象資産拡充、適用期限2年間延長、平成4,6年度 適用期限2年間延長、平成8年度 対象地域拡大、適用期限2年間延長、平成10年度 適用期限の2年間延長、平成12年度 適用期限2年間延長、課税標準引き上げ（2/3→3/4）、平成14年度 適用期限2年間延長、課税標準引き上げ（3/4→4/5）、平成15年度 対象地域の拡充及び廃止、課税標準の一部変更（2/3と4/5）、平成16年度 適用期限2年間延長、対象地域の一部廃止、平成17年度 対象地域の拡充、平成18年度 適用期限2年間延長、平成20年度 適用期限2年間延長、課税標準引き上げ（2/3→3/4）平成21年度 対象資産の拡充及び廃止、対象地域の拡充、課税標準引き下げ（5年間3/4→3年間2/3）、平成22年度 適用期限4年延長</p> |
| <p>ページ</p> | <p>10—5</p> |